



山形県公報

令和8年2月20日(金)
第681号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 災害救助法による救助の実施……………(防災危機管理課) ……91
- 同……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) ……92
- 同……………(同) ……同
- 公共測量の実施の変更の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(同) ……同
- 同……………(同) ……93
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……同
- 同……………(同) ……同

公 告

- 大規模小売店舗の新設の届出……………(商業振興・経営支援課) ……94

告 示

山形県告示第102号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定により、令和8年1月21日からの大雪により県民の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた次の市町村の区域内において2月4日から同法に基づく救助を行うこととし、同法第13条第1項の規定により当該救助の実施に関する事務の一部を当該市町村長が行うこととした。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

新庄市
最上郡舟形町
同 鮭川村

山形県告示第103号

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定により、令和8年1月21日からの大雪により県民の生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた次の市町村の区域内において2月5日から同法に基づく救助を行うこととし、同法第13条第1項の規定により当該救助の実施に関する事務の一部を当該市町村長が行うこととした。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

尾花沢市
北村山郡大石田町
最上郡金山町
同 最上町
同 真室川町
同 大蔵村
同 戸沢村

西置賜郡小国町

山形県告示第104号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月20日から同年3月6日まで縦覧に供する。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 344号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
酒田市上青沢字寒風16番3から 同 19番1まで	旧	49.6メートル } 25.4	46メートル
酒田市上青沢字寒風16番1から 同 まで	新	74.4メートル } 25.4	同 上

山形県告示第105号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において令和8年2月20日から同年3月6日まで縦覧に供する。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 杉沢南鳥海停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
飽海郡遊佐町上蕨岡字大平53番2から 同 56番1まで	旧	42.3メートル } 37.2	25メートル
同 上	新	47.9メートル } 37.2	同 上

山形県告示第106号

令和7年6月県告示第479号（公共測量の実施の通知）により告示された公共測量について、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり変更して実施する旨の通知があった。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

公共測量を実施する期間

（変更前）令和7年6月2日から同年12月19日まで

（変更後）令和7年6月2日から同年12月26日まで

山形県告示第107号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄河川事務所管内 最上川中流
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年6月2日から同年12月26日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深）

山形県告示第108号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省東北地方整備局新庄河川事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
新庄河川事務所管内 最上川中流・鮭川
- 2 公共測量を実施した期間
令和7年5月1日から同年12月19日まで
- 3 作業の種類
公共測量（航空レーザ測深測量）

山形県告示第109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき大江町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
 - (1) 種 類 大江都市計画
 - (2) 名 称 大江都市計画用途地域
- 2 縦覧の場所
県土整備部都市計画課

山形県告示第110号

次の開発行為は、完了した。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和7年11月4日 指令村総建第285号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市神町東二丁目70番の一部、72番1の一部、1041番1の一部、1042番1、1042番2、1043番の一部、9090番52の一部、9090番80の一部、9090番125の一部、9090番184の一部、9090番341の一部、9090番420の一部、9090番422の一部、9090番426の一部、9090番444の一部、9091番1の一部、9091番2の一部、9090番52地先の一部
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
山形市蔵王成沢字向久保田2220番地 公益財団法人やまがた健康推進機構

山形県告示第111号

次の開発行為は、完了した。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和8年2月4日 指令村総建第316号

- 2 開発区域に含まれる地域の名称
東根市大字蟹沢字下縄目1893番1、1894番、1895番、1896番1、1898番、1899番1、1900番1、1900番2、1904番2、1906番1、1906番8、1908番1、1908番3、1893番1地先（第一工区）
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
岩手県一関市新大町124番地 株式会社一関開発

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業振興・経営支援課及び東根市役所において令和8年6月22日まで縦覧に供する。

令和8年2月20日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
（仮称）東根市蟹沢複合商業施設
東根市大字蟹沢字下縄目1893番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社一関開発	岩手県一関市新大町124番地	長 嶋 大 輔

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ドン・キホーテ	東京都目黒区青葉台二丁目19番10号	鈴 木 康 介
未定		

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和8年10月6日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
6,468平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数 387台
 - (2) 駐輪場の収容台数 45台
 - (3) 荷さばき施設の面積 335平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 22立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小 売 業 を 行 う 者	開 店 時 刻	閉 店 時 刻
株式会社ドン・キホーテ	午前9時	翌午前2時
未定	午前9時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前6時30分から翌午前2時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 終日

8 届出年月日

令和8年2月5日

9 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和8年6月22日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

令和8年2月20日印刷 発行所 山形県庁
令和8年2月20日発行 発行人 山形県